

公立大学法人公立ほこだて未来大学役員退職手当規程

(平成20年公立大学法人公立ほこだて未来大学規程第34号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立ほこだて未来大学役員報酬規程(平成20年公立大学法人公立ほこだて未来大学規程第33号)第4条に規定する理事長、副理事長および理事が退職(解任および死亡を含む。以下同じ。)をした場合の退職手当の支給について定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職したときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号に該当して解任された場合を除く。)は、当該役員には退職手当は、支給しない。

2 退職手当は、その額から法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員の退職した日における基本報酬月額に役員としての在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの基本報酬月額に役職ごとの在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果およびその者の役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、または減額した額とすることができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の額の算定の基礎となる在職月数の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月とする。

2 前条第1項ただし書きにより退職手当の額を計算する場合において、異なる役職ごとの在職期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の最も少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとする。この場合において、端数が等しい在職月数があるときは、後に在職した役職に係る在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（再任等の場合の取扱い）

第5条 前条の規定にかかわらず、役員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び役員となったときは、その者については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

（函館市の一般職の職員としての在職期間に係る特例）

第6条 函館市の一般職の職員が、退職手当の支給を受けることなく函館市を退職して役員となった場合において、その者が退職し、かつ引き続き函館市の一般職の職員となるときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 前項に規定する者の退職が、その者の最終の退職または死亡による退職である場合は、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を函館市職員としての在職期間として、函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）を準用して算出した額による退職手当を支給する。

（職員としての在職期間に係る特例）

第7条 役員が、引き続き職員（公立大学法人公立はこだて未来大学職員退職手当規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第67号。以下「退職手当規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員としての在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第8条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を職員としての在職期間として、退職手当規程第15条に規定する在職期間とみなし、退職手当規程の規定により算定した支給率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、または減額することができる。

(退職手当規程の準用)

第9条 退職手当規程第2条の2、第3条、第20条から第26条までの規定は、役員の退職手当について準用する。

(端数の処理)

第10条 この規程の規定により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第66号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員の給与についての取扱いの例による。

(実施に必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項については、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日に函館圏公立大学広域連合職員(学長、教授、准教授、講師、助教および助手に限る。)から引き続き役員に就任した者については、職員から引き続き役員に就任した者とみなして第7条第2項および第8条の規定を適用する。

附 則(平成22年3月15日規程第30号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。